

# 農林水産政策に関する要望

令和元年6月  
北海道



## 1 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

- 農林水産業の再生を着実に進めていくため、地震により大規模に崩壊した林地、治山施設や林道の復旧、森林の造成、被害木の有効利用などに必要な予算を確保するとともに、経営意欲の低下した森林所有者への対策や森林の造成に係る技術的支援のほか、災害に強い農山漁村づくりに向けた農業農村整備の推進を行うなど、被災地域の農林水産業の復興に向けた取組に対し、引き続き必要な支援を行うこと。

## 2 防災・減災対策の推進

- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を着実に進めるために必要な予算を確保するほか、緊急防災・減災事業債の恒久化、要件緩和など起債制度の拡充を含め、地方財政措置の充実を図ること。
- 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく推進計画作成に対する財政支援制度の創設や、避難路、海岸堤防、海岸防災林などの整備に係る交付金の補助率の嵩上げなど、財政支援の充実・強化を図ること。
- 火山・土砂災害等に対するハード・ソフト対策に要する予算を確保するとともに、地方自治体への財政支援を強化すること。

## 3 北海道の強靱化と社会資本の老朽化対策等の推進

- 北海道強靱化計画（国土強靱化地域計画）の実効性を高めるため、十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、計画に位置付けた取組に対する新たな支援制度の創設など、財政措置の充実・強化を図ること。
- 道路や下水道など社会資本の予防保全型維持管理を着実に推進するため、個別施設計画に基づく点検・診断及び維持管理・更新等にも活用可能な交付金制度の創設や、対象施設・事業規模等の交付要件の緩和など財政支援の拡充及び予算の確保を図ること。
- 北海道が将来にわたり我が国に貢献していくための社会資本整備を総合的かつ着実に推進することができるよう、開発予算の一括計上や北海道特例など北海道開発の枠組みを堅持すること。

## 4 経済連携協定への適切な対応

- 日米貿易交渉など、いかなる国際貿易交渉にあっても、我が国における食料等の安定供給を担う本道の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、交渉内容の丁寧な情報提供や農林水産物等、北海道の重要品目に対する必要な国境措置を確保すること。
- TPP11協定や日EU・EPAなどの発効に伴う農林水産業等への影響を継続的に検証すること。
- 農林水産業者が希望を持って経営に取り組めるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて十分な予算を確保するなど、万全な対策を講じること。
- 新たな国際環境下にあっても、生産性の向上と競争力の強化に向け、生産基盤の整備をはじめ、多様な担い手の育成確保など、力強い農林水産業づくりに向けた支援を充実・強化すること。

## 5 外国人材の円滑な受入れと共生に向けた環境整備

- 特定技能の在留資格制度や外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について、趣旨や内容、関係機関の役割などが正確に理解されるよう、国において道内各地域で説明会を開催するなど十分な周知を図ること。
- 外国人材が大都市圏その他特定の地域に過度に集中しないよう、地方で就労することのメリットの周知・広報や求人情報の提供、マッチング支援を実施するなど、国の責任において実効性のある措置を講じること。

## 6 持続的な発展に向けた北海道農業・農村の確立

- 農業者が将来に向けて意欲と希望を持って営農に取り組んでいけるよう、「新たな食料・農業・農村基本計画」の策定や「農林水産業・地域の活力創造プラン」に即した施策の推進に当たっては、本道農業・農村の実情を十分に反映すること。
- 生産性向上や国土強靱化に不可欠な農業農村整備事業の計画的かつ着実な推進に向けて、当初予算をはじめとした予算総額を安定的に確保すること。地域の生産力強化を図るため、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事

業など、高性能な機械や産地基幹施設の導入を支援する事業を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

- 農業者の経営を将来にわたって安定させるため、経営所得安定対策における適切な単価の設定、加工原料乳生産者補給金制度や牛マルキン・豚マルキン制度に関する必要な予算の確保など、経営安定対策を着実に実施すること。
- 本道の物流の中核を担うトラック輸送の維持・確保のため、円滑な輸送に向けた荷役の効率化の取組など、支援制度を創設すること。
- 次代を担う新規就農者の育成・確保に向けて、就農前後の生活安定と早期の経営基盤の確立を図るため、農業次世代人材投資事業に必要な予算を確保するとともに、農業教育機関等に対する支援などを充実すること。
- スマート農業の社会実装の加速化に向けた施策の推進、気候変動や生産現場のニーズを踏まえた新技術・品種の開発などに向けた支援の強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。また、農村地域における光ファイバー網や無線アクセスシステムなど、スマート農業を推進するための超高速ブロードバンド環境の構築及び維持・修繕費用に対する支援制度を創設すること。
- 地域の特性に応じたエネルギーの地産地消の取組を進めるために必要な支援を図ること。また、低炭素社会づくりを推進するため、バイオマスなどの地域資源の活用や再生可能エネルギー導入による持続可能な自立分散型の地域づくりの取組に対する支援の充実を図ること。

## 7 持続的な発展に向けた水産業の確立

- 国が推進する「水産政策の改革」に関して、引き続き関係者の理解促進に努めるとともに、政令等の制定・運用に当たっては、漁場の円滑な利用調整など、漁協が担ってきた役割が引き続き発揮されるよう本道の実情を反映させるほか、水産業の成長産業化に必要な予算を確保すること。
- 資源の持続的な利用に向けて、資源評価の精度向上に努めるとともに、資源量調査に必要な都道府県水産試験場の調査経費や人員の確保等に対する支援について充実・強化すること。  
また、サンマ・イカ等の国際的な資源の管理強化を中国など関係国に働きかけること。

- 資源管理と漁業経営の安定化を両立させるため、低水準にある資源の漁獲圧力の抑制に向けた他漁業への転換支援を行うほか、漁業共済や積立ぶらすの補償水準等の見直し、さらには、漁業経営セーフティーネット構築事業における国の負担割合の拡大など、漁業経営安定対策の充実・強化を図ること。
- 小型クロマグロの混獲回避のため、大型魚や他の有用な魚種の水揚げが減少していることから、資源管理の取組に対応した支援制度を拡充するとともに、融通された漁獲枠が活用しきれない場合は漁獲枠超過量から差し引くなど、漁獲枠の有効活用を図ること。
- 秋サケやサンマなどの来遊不振により、漁業経営に影響が及んでいることから、影響を受けている地域における各種対策への支援を充実するほか、秋サケ資源の回復増大に関する調査研究を加速化するとともに、広域種の放流効果向上の取組や、種苗生産施設の改築・修繕等に対し支援すること。
- 良質な水産物の安定供給や輸出拡大等に向け、品質・衛生管理対策や施設の長寿命化対策並びに漁場環境の変化に対応した水産資源の回復対策の推進、さらには、漁港を有効利用した増養殖の推進及び漁村地域の活性化など、漁港や漁場の計画的な整備に必要な予算を確保すること。

## **8 森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化**

- 伐採後の着実な再造林や間伐、森林施業の基盤となる路網の整備などに必要な予算を安定的に確保するほか、今後増加が見込まれる再造林を推進するため、地方債特例措置の継続などの支援の充実を図るとともに、優良種苗の安定供給のためのコンテナ苗生産施設や、優良種子の生産が期待される採種園の造成への支援を充実・強化すること。
- 品質や性能の確かな建築材など地域材の需要創出と安定供給体制の構築を図るため、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、スマート林業の推進による施業や流通の効率化、木材加工流通施設や木造公共施設の整備、CLTなどの利用促進といった川上から川下に至る総合的な取組への支援を充実・強化すること。
- 林業への新規参入の促進に向けたインターンシップや、新たな技術の習得等を図る就業後の研修などの取組のほか、将来の森林づくりの担い手を育成する「北の森づくり専門学院」の学生への支援を充実・強化するとともに、労働環境の改善につながる造林作業の機械化に対する支援制度の拡充や、外

国人材の活用を見据えた業界団体の取組への支援を充実・強化すること。

- 木育指導者の活動や、都道府県による全国規模の緑化行事の開催、「木づかい運動」の展開などへの支援を充実・強化するとともに、観光や教育分野など多様な主体との連携による森林資源を活用した新たな取組に対し支援すること。

## **9 道産食品の輸出拡大に向けた食産業の競争力強化**

- HACCP基準等に適応した関連施設の整備への支援強化や国際水準GAP等の普及・拡大、検疫面での輸入規制の緩和に向けた国家間交渉の推進、国内外のバリューチェーンの構築等の体制整備、輸出先国の規制内容等の情報充実等、海外の販路開拓に取り組む事業者に対する支援など、高率で利用しやすい補助制度の創設を含めた輸出拡大に向けた環境を整備すること。

さらに、ホタテガイやサケ等の水産物輸出を拡大するため、生産海域のモニタリング等に対する支援を継続し、また、国内外における競争力発揮に向けて、資源の持続的な利用と生態系の保全に取り組む漁業を認証する日本発の水産エコラベル「MELジャパン」の国際標準化の取組を進めるとともに、認証取得に対する支援を継続すること。

- 日本産食品の安全性確認のため、国の責任による輸出品及び環境放射線の検査体制を充実するとともに、モニタリングを継続実施して国内の情報を的確に把握し、各国からの信頼回復に向け、日本の食品の安全性を積極的に情報発信すること。

## **10 エゾシカやアライグマ、海獣類などの野生鳥獣被害対策の推進**

- 鳥獣被害防止総合対策交付金について必要な予算を確保すること。  
また、鳥獣捕獲体制を維持するため、中長期的な担い手の確保と負担の軽減を図るとともに、狩猟免許更新時における講習の義務化など、狩猟事故防止のための全国的な安全対策を推進すること。
- トド、オットセイ、アザラシ等の海獣類による漁業被害軽減に向けた技術開発の促進、採捕個体有効利用や生態調査等の取組に必要な新たな予算の確保など、漁業被害防止対策の充実・強化を図るとともに、漁具及び漁獲物被害に対する補償など、新たな支援制度を創設すること。